

はつらつ事業

1. はつらつ事業サービスコード表

**確定版**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	はつらつ事業Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき	
A2	2111	はつらつ事業Ⅰ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき	
A2	1211	はつらつ事業Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき	
A2	2211	はつらつ事業Ⅱ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	1321	はつらつ事業Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき	
A2	2321	はつらつ事業Ⅲ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき	
共通	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき
	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合への加算	50	1月につき
	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	はつらつ事業初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	はつらつ事業生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	
A2	4002	はつらつ事業生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算		
A2	C211	はつらつ事業Ⅰ 高齢者虐待防止法未実施減算	高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算		1月につき
A2	C220	はつらつ事業Ⅰ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき
A2	C212	はつらつ事業Ⅱ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき
A2	C213	はつらつ事業Ⅱ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき
A2	C214	はつらつ事業Ⅲ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき
A2	C215	はつらつ事業Ⅲ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき

確定版

サポート事業  
2. サポート事業サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1121	サポート事業Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	741	1月につき	
A2	2121	サポート事業Ⅰ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	24	1日につき	
A2	1221	サポート事業Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	1,481	1月につき	
A2	2221	サポート事業Ⅱ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	49	1日につき	
A2	1331	サポート事業Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	2,350	1月につき	
A2	2331	サポート事業Ⅲ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	77	1日につき	
共通	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき
	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合への加算	50	1月につき
	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4011	サポート事業初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4013	サポート事業生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	1月につき
A2	4012	サポート事業生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算		
A2	C221	サポート事業Ⅰ 高齢者虐待防止法未実施減算	高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、所定単位数から減算	所定単位数の100分の1の減算		1月につき
A2	C230	サポート事業Ⅰ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき
A2	C222	サポート事業Ⅱ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき
A2	C223	サポート事業Ⅱ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき
A2	C224	サポート事業Ⅲ 高齢者虐待防止法未実施減算				1月につき
A2	C225	サポート事業Ⅲ日割 高齢者虐待防止法未実施減算				1日につき